

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

決 定

原 告 藤 巻 拓 郎

被 告 社会保険診療報酬支払基金

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所は、当事者及び厚生労働大臣の意見をきいた上で、行政事件訴訟法23条1項に基づき、職権で、次のとおり決定する。

主 文

厚生労働大臣を当庁令和6年（行ウ）第27号事件の訴訟に参加させる。

令和7年5月16日

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 品 田 幸 男

裁判官 石 神 有 吾

裁判官 邊 見 育 子